

令和 4 年度 第 6 回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会  
(概要)

日 時 令和 5 年 3 月 2 3 日 (木)

午後 6 時 3 0 分～

場 所 猪名川町役場第 2 庁舎 2 階  
教育委員会室

## 1 開 会

### 委員長挨拶

WBC が終わり、その成功の鍵が「信じる」ということだと伝えられています。

こどもたちが学校で、仲間が信じられずにもがき苦しんでいるとも聞きます。こんな今だからこそ、この部落差別をなくすための様々な取り組みを通して、人と出会う、人と繋がっていく、そんな姿をこどもたちに伝え、夢や実効性のある条例づくりを進めていきたいと思えます。本日もご協議のほど、よろしくお願ひします。

## 2 協議事項

### ①第 5 回の議事録について

前回議事録 4 ページの「えた・ひにん」「かわた」について、注釈をいれたらどうか指摘があり定義づけた。内容について協議を。

中学校の教科書には、「えた・ひにんと呼ばれていた人々」との表記もある。ケガレの表現はいらぬ。表現を間違えると新たな差別を生む。正しく伝えようとすると長文の説明になる。注釈が本当にいるのか疑問に思う。

短い言葉で説明するのは難しいが、正しく理解してもらうには、注釈は必要。

この言葉が差別に使われぬように、どう措置するのかということを考えないといけぬ。注釈を入れて、このように、歴史的な言葉として使うのはいいけども、それを今の言葉として使ったら、それは本当に差別の言葉となってしまうことを伝えぬといけぬ。

注釈を簡略化して事務局で再度調整し、委員長に内容を確認していただく。

### ②条例修正案の確認(新旧対照表)(資料 1)

### ③「被差別部落」と「被差別部落とみなされている地区」について

わかりやすい表現が好ましい。「被差別部落」を採用。

### 第 2 条の定義に「被差別部落」を追加する案

「被差別部落であった」「かつて差別されたところ」は過去の否定につながるため使用しない。

「被差別部落」 > 「同和地区」

「被差別部落」は現在も差別されている地区の意味を含む。

「被差別地区」「被差別部落とみなされている地区」

(案) 1

(4) 被差別部落とは、現在も部落差別の対象となっている地区を言う。

→差別を主体にとらえ、部落地区であるか  
どうかは言及しない表現。

「被差別部落」について、前回色々意見をいただき定義づけしてはどうかとの提案ですが、行政上使用している文言が「同和地区」であり、条例の文言は、「同和地区」に統一させていただきたい。被差別部落は同和地区よりも広い定義であることや現在も差別されている地区の意味を含むなどさまざまな、ご意見をいただいて、事務局案として、「被差別部落とは現在も部落差別の対象となっている地区をいう。」と案を作成しましたが、すべての意図を織り込むことは困難で、詳細に記載しようとするとうわかりやすい条例づくりの意図に反する結果となります。ただし、解説を作成することとなっていましたのでそこらには織り込みたいと思います。

他団体の事例でも被差別部落という文言は使用していない。そこに踏み込むことによって、画期的であるとの意見もあると思いますが、違和感を覚える方もいるのではないかと危惧している。この表現で引っかけると全体が前に進まない可能性もある。決して今までの議論を否定するわけではない。

大阪府の規制条例も、解説で同和地区は被差別部落とも言う表現している。

この「被差別部落とは、現在も部落差別の対象となっている地区を言う。」という表現は、いい表現と思った。条例の解説で生かしたい。

#### ④モニタリングについて他団体での表現

湯浅町

(定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(3) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等（以下「差別書込み等」という。）を監視することをいう。

(モニタリング)

第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑止することを目的に、モニタリングを行うものとする。

2 町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。

定義に「モニタリング」を追加。

(8) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み

及び投稿等を監視することをいう。

#### 第 8 条（計画の策定及び調査の実施）の修正

3 町は、インターネット等における差別的な書き込み等を監視することにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

↓

3 町は、モニタリングにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

#### 第 11 条（削除要請）の修正

（削除要請）

第 11 条 町は、インターネット等において町内の特定の地域が被差別地域である又はあったとする情報を公にする行為を監視し、当該行為と認められる書き込み等を発見した場合は、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

↓

（削除要請）

第 11 条 町は、モニタリングを実施し、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

インターネットモニタリング制度について他市町の表現を参考に定義づけをし、文言整理をさせていただいた。原案了承。

#### ・ 条例案の検討 第 12 条以降 （資料 3）

氏名公表はあるが、罰則は定めないのか？金銭的ダメージがないと止めない。そのような事例が実際にある。

罰則までは、事務局案では考えていない。過料（秩序罰）は定めることができるが、5 万円以下の設定となる。

他市のヘイトスピーチに関する条例で 50 万円以下と定めているところもある

が？

罰金（行政刑罰）は 100 万円以下での設定となる。部落差別に関する条令で、そこまで踏み込んだものは記憶にない。

行政上の義務違反に対して科される罰（行政罰）には、刑法で定められた刑を科す行政刑罰（例：懲役、罰金、科料）と刑法で定められていない制裁を科す秩序罰（例：過料）とに分けられる。

行政刑罰については、裁判所の裁判をもって刑が科される。一方で、条例による秩序罰（過料）については、裁判所を介さず地方公共団体の長限りでそれを科することができる。ただし、地方公共団体の長によって秩序罰（過料）を科された者は、審査請求や取消訴訟の提起をすることができる。

種類	分類	条例で規定できる金額	対象となる義務違反の傾向
罰金	行政刑罰	1 万円以上 100 万円以下	反社会性の強い義務違反
科料		1,000 円以上 1 万円未満	
過料	秩序罰	5 万円以下	形式的又は軽微な義務違反

先ほども述べたが、氏名公表が抑止効果にならないこともある。

条例としてどこまで踏み込めるのかという話があるのと、刑法が改正され侮辱罪も改正された。

氏名公表規定は、町の姿勢を示す意味もある。過料は秩序罰と呼ばれ条例で規定できる金額は 5 万円以下までしかできないので、氏名公表でも辞めない人が、それで行為を辞めるかは疑問がある。

上司が「結婚で部落には気をつけて」とう差別発言があった。地域での意識調査でも、差別で傷ついた経験がある人がいる。5 万円でも罰則は入れるべき。5 万円をとられることが痛い人もいる。行政のみで判断できないのであれば、検証委員会に判断を委ねればいい。

検証委員会の判断が重要になる。

部落差別解消推進法ができてこのネット社会では、ひどいことが起きている。

氏名公表は猪名川町内だけの話。効果は薄い。

氏名公表までも町が条例を作成する姿勢を評価する声もありましたが、罰則について事務局では判断がつかないので、弁護士相談を経て加筆するか判断をすることとなった。

この条例ができて、これからこう変わるよとみんなに伝えたい。何か社会が変わって欲しい、変えるために努力をしたい。

条例の策定は、ゴールではなくスタートと考えている。どのように運用していくかが大事。

救済時に弁護士費用を支援することは可能か？

この条例そのものの目的は、差別する側の人間を変えていくということ。一方で、

差別を受けた側の人たちを支援・救済するということも大事。第 17 条へ具体的に記載できますか？

この条例案の内容については、庁内や議会に対しては合意形成が図れる。しかし、弁護士費用を公費負担するといった制度を立ち上げることは、政策の一環となり、予算審議を経る必要がありその部分は可決されるか未知数であり、難しいことが予想されます。個々の事例によって柔軟な対応が必要とは考えている。

町としてどういう対応ができるかは、職員体制や必要な予算措置などで今後検討したい。近隣市の裁判事例などは、市長が弁護士であり、職員に弁護士がいるなどの環境があり、対応できている。それを条例制定段階で明文化できればいいが、その部分が条例制定の実現を困難にする場合もある。ただ、町としては、条例化により今までにない一歩踏み込んだ対応していくこととなる。事例が出てきたときには、真摯に対応させていただく。

何らかのガイドラインが必要では？

規則も定めなければならないし、解説書など別途整理をしていかなければならないことが多くある。今回で素案は作成できたが、4 月以降も委員会の開催をお願いするかもしれない。

第 17 条の 2「被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。」はいい表現と思う。こういう対応しますよという町意思表示になる。

弁護士費用の公費負担について、参考までに離婚後の養育費をもらえないため母子家庭が貧困に陥り良好な成育環境が保てない事例が町内でも生じている。これについては町で、離婚時に弁護士費用を負担することを制度化している。

今現に Y o u T u b e で、町内の集落が流れている。そのことによりやっぱりつらい思いしながら日々暮らしていることは、行政も理解いただきたい。今はそれだけ。

氏名公表は検証委員会に権限をもたせる原案どおりでいい。

差別発言や個人的にやっていることは、教育の形で指導や助言でやっていくことが必要。差別を拡散するような著しく公益に反することは、野放しにしてはいけないので、勧告をする。結婚差別は、勧告をしてもなかなか現状はかわらない。どんな形で結婚を考えていくかとか、周りの関係性を作っていくとかが必要になる。

身元調査、或いは結婚のためにそれを業として調べる行為は、公益に反する。

インターネットでの差別は、本当にそれが広がっていくということで、公益に反するので、必要な資料の提出も求めたうえで、検証委員会で、勧告・氏名の公表までいくか判断してもらおう。

例えば、個人が差別発言したらからといって、名前を公表されることはしない。そういう差別の内容によって判断することが必要になる。

そのために検証委員会でどのように判断するか基準を作る必要がある。

罰則もあればいい。近隣市でヘイトスピーチとして名前を公表しているが、その人はまだやっている。ただ、その人の周りの人のその人に対する態度が変わってくる。その意味では氏名公表というのにも意味がある。

ただインターネットを利用して、それで儲けようという人には通用しないこともある。罰則は、法律に基づいて構成要件を厳密にしないとイケない。

川崎市のヘイトスピーチ条例では、再三の勧告に従わないので、罰則を適用するという何段階もへている。厳密にして、罰則の構成要件を厳しくしている。

この度の条例ですべてを盛り込んだものを作れなくても、改正を視野にいれてもいいのでは。それを見越して、考えていく必要がある。

今は、この形で氏名の公表までの仕組みをきっちりと作ることが大事。

ただ、罰則についても議論したことを議事録には残してほしい。

検証委員会の規則や規定みたいなものはつくりますか？

条例で町長が別に定めるところは規則を作ります。

協議は以上といたします。

### 今後の日程について

条例案について、弁護士の方に相談する。その際は、罰則も入れた形で相談する。適切でないという指摘があった場合については、罰則は入れないこともある。

法律相談後、最終案としてまとめるが、重要な部分が変わるのであれば、再度、検討委員会を開催し協議させていただきます。

修正内容がそれほど大きなものでないようであれば委員長と相談し、最終的にはこの検討委員会での答申案という形で、委員長と副委員長で町長に答申という形で面談をしてもらう。

その後、条例案としてパブリックコメント、意見があればそれに対する回答作成し、最終的に条例案が認められれば、議会上程という形になる。

今の想定では、9月議会に上程を目指す。施行は、令和6年4月1日。

施行後、部落差別の解消についての基本計画の策定に着手する。

答申案の内容については、委員長で作成いただく。

### 3 その他

- ・ 条例（案）の弁護士相談。パブリックコメントの実施。

### 4 閉 会

#### 副委員長あいさつ

条例案について、皆様のご協力でもとめることができました。

本当にいい条例案ができたと思います。長い間、議論を重ねていただいてありがとうございました。

来年の4月よりいい形でスタートできるように9月議会では、頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。